

由利本荘市移住支援金 交付要件チェック表

<2021年1月13日以降に転入した方>

(1) 移住元に関する下記要件の両方に該当している

- 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住、又は東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く）に在住し（雇用保険の被保険者もしくは公務員として）東京23区内への通勤をしていた
- 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住、又は東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く）に在住し（雇用保険の被保険者もしくは公務員として）東京23区内への通勤をしていた

※ ただし、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く）の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる

【一都三県の条件不利地域の市町村】

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

(2) 移住先に関する下記要件のすべてに該当している

- 平成31年4月1日以降に転入した
- 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内である
- 由利本荘市に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有している

(3) その他下記要件のすべてに該当している

- 同じ世帯の中に、すでに移住支援金を申請している者はいない
- 同じ世帯の中に、定住促進奨励金を受給している者はいない
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない
- 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する
- 市税等の滞納がない

(4) 下記①～④のいずれかの要件に該当している

(4-①) 就職（専門人材を除く）の場合、下記要件のすべてに該当している

- 勤務地が東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く）以外の地域に所在する
- 就業先が、秋田県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人である
- 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でない
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職している
- 上記求人への応募日が、マッチングサイトにその求人が移住支援金の対象として掲載された日以降である
- 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である
- 当該就業に当たって、国の他の補助金の交付を受けていない

(4-②) 就職（専門人材）の場合、下記要件のすべてに該当している

- 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した
- 勤務地が東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く）以外の地域に所在する
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職している
- 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有している
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない

(4-③) **テレワーク**の場合、下記要件のすべてに該当している

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う
- 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない

(4-④) **起業**の場合、下記要件に該当している

- 1年以内に県が実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を受けている

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

- 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた
- 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属している
- 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入した
- 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内である
- 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない
- 世帯全員に市税等の滞納がない

※なお、国等の他の補助金の交付を受けている場合（要件に必要なものを除く）は、対象外となりますので、ご了承ください。

（例）秋田県による「はじめての秋田暮らし応援事業」など

※交付要綱第12条についてもご確認ください。

(返還請求)

第12条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、その者に対し、由利本荘市移住支援金返還請求書（様式第9号）により期限を定めて、当該移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 移住支援金の申請日から 3年未満に移住支援金を受給した市から 転出した場合
- (ウ) (就職の場合のみ該当) 移住支援金の申請日から 1年以内に移住支援金の要件を満たす 職を辞した場合
- (エ) 秋田県起業支援事業（地域課題解決枠）に係る 交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から 3年以上5年以内に移住支援金を受給した 市から転出した場合